

被扶養者で取消予定日が「令和8年4月1日」となっている方へ ～新年度の被扶養者異動手続きについて～

4月は、進学や就職等にともなう被扶養者の異動が多い季節です。
被扶養者で取消予定日が「令和8年4月1日」となっている方は今回必ず《継続認定》または《取消》の手続きが必要となります。

つきましては、下記の「1. 必須書類」および「2. 状況により必要となる書類」を勤務先の共済事務担当課へご提出くださいますようお願いいたします。

共済事務担当課への提出期限は令和8年5月1日(金)となりますのでお早目の手続きをお願いいたします。

また、マイナ保険証の手続きをされていない方には資格確認書を発行しておりますので、手続きの際は必ず返却してください。《継続認定》の方にはあらためて新しい資格確認書を発行いたします。

なお、全ての添付書類が揃わないと手続きができませんのでご承知ください。

1. 必須書類

※★のついている書類は当組合HPでダウンロードできます。

「各種請求用紙ダウンロード」→「資格関係」のところにありますのでご利用ください。

(1)新たに大学(院)・短大・各種専門学校等へ進学する場合

進学する方については、遠方の学校等に進学される方が多いことから、3月中から手続きをしていただけます。4月は申告がとても多くなりますので、出来る限り3月中の手続きをお願いいたします。

合格通知書(写し)または入学許可証(写し)で手続きをされた方は、入学後令和8年5月末日までに必ず在学証明書(原本)を提出してください。

«継続申告» 新たに大学(院)・短大・各種専門学校等 へ進学する方 (次回の有効期限:「全日制」は卒業予定年月 日まで・「定時制・通信制」は1年後となりま す)	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)</p> <p>3月中に提出する場合 ①合格通知書(写し)または入学許可証(写し) ②申立書★ ↓追加書類(入学後に必ず提出してください) ③在学証明書(原本)(<u>令和8年5月末必着</u>)</p> <p>4月以降に提出する場合 在学証明書(原本)</p>
---	---

(2)学校を卒業と同時に就職する場合

令和8年3月に卒業し、令和8年4月1日に就職する方となります。

卒業後「すぐに就職しない場合」は「(3)【ウ】」の通りとなりますのでご留意ください。

«取消申告» 学校を卒業と同時に就職する方 (4月1日から就職する場合)	<p>(1)被扶養者申告書(取消)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ)</p>
--	--

(3) その他の場合

【ア】 «継続申告» 留年等により4月1日以降引続き、「全日制」の学校等へ在学する方 (次回の有効期限:卒業予定年月日まで)	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)在学証明書(原本)(<u>令和8年4月以降に交付されたもの</u>)</p>
--	--

<p>【イ】「継続申告」 4月1日以降引続き「通信制・定時制」の学校等へ在学する方 (次回の有効期限：1年後)</p>	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)在学証明書(原本)(令和8年4月以降に交付されたもの) (4)所得証明書または情報連携に係る同意書★ ※「通信制・定時制」の場合、18歳未満であっても、「給与収入が得られる状況」であることから、収入を確認いたします。</p>
<p>【ウ】「継続申告」 受験勉強中や求職活動中等、収入のない方 (次回の有効期限：1年後)</p>	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)家族状況調査★ (4)所得証明書または情報連携に係る同意書★</p>
<p>【エ】「継続申告」 給与収入がある方 (次回の有効期限：1年後)</p> <p>※年間収入が被扶養者の収入基準額である130万円以上(19歳以上23歳未満…150万円以上・60歳以上…180万円以上)となった場合は取消となります。</p>	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)家族状況調査★ (4)所得証明書または情報連携に係る同意書★ (5)労働条件通知書(写し)または雇用証明書★ ※雇用証明書の「11給与支払状況」では「直近1年間分の給与」を証明していただいてください。 ※繁忙期などで毎月の収入が一定でない場合、1月から12月までの総支給額が130万円未満(19歳以上23歳未満…150万円未満・60歳以上…180万円未満)となるように雇用契約等を事業主と交わしている場合はそのまま継続認定となりますので必ずその旨を雇用証明書に記入していただいてください。 ※人手不足による労働時間延長に伴い収入基準額を超過した場合、「被扶養者の収入確認にあたっての『一時的な収入変動』に係る事業主の証明書」を提出することで、連続2回を限度として継続認定となります。</p>
<p>【オ】「継続申告」 事業等の収入がある方 (次回の有効期限：1年後)</p> <p>※年間収入(総収入から「共済組合が必要経費として認めている経費」を引いた金額)が130万円以上(19歳以上23歳未満…150万円以上・60歳以上…180万円以上)となった場合は取消となります。</p>	<p>(1)被扶養者申告書(継続)★ (2)資格確認書(お持ちの方のみ) (3)家族状況調査★ (4)最新の確定申告書および収支内訳書等の写し</p>

2. 状況により必要となる書類

現在の被扶養者の状況によっては、下記の書類が必要となりますのであわせてご提出ください。
なお、扶養手当の支給がない方（短期組合員等）は(1)の書類が必要となるケースが多いためご留意ください。

<p>(1)「扶養手当の支給がない子」等に共同扶養者（組合員の配偶者等）があり、かつ、その共同扶養者が組合員の被扶養者として認定されていない場合</p>	<p>「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の写し もしくは その共同扶養者の「所得証明書」または「確定申告書等及び収支内訳書の写し」 ※家計の主たる生計維持者が組合員であることを確認させていただくために必要となります。</p>
--	--

(2)年金を受給している方	最新の年金額が分かる「年金額改定通知書」の写しまたは 「送金通知書」の写し等 ※源泉徴収票は使用できません。
(3)障害がある場合	「障害があることが確認できる書類」の写し 例：障害者手帳、障害年金関係書類、医師の診断書（就労能力を欠いている旨の証明が必要）、障害者支援施設入所・通所証明書等 ※障害がある場合は有効期限を無くしていますので、お申し出ください。
(4)仕送りをしている場合 ※「組合員と別居している被扶養者」の方は以下の場合を除き仕送りの確認が必要です。 仕送りの確認を要しない者 <ul style="list-style-type: none">・扶養手当を受給している配偶者と子・進学による別居をしている学生の子・障害者支援施設等への入所による別居	過去1年間の毎月分の「銀行の振込受領書」の写しまたは 「ATM利用明細書」の写し ※一枚の用紙で振込人と受取人の氏名、金額及び振込日等が確認できるもの。 定額自動送金サービス利用者のうち明細書等が発行されない場合は ・「通帳」の写し ・サービス申込み時の「申込書(契約書)の控え」の写しを両方添付してください。 仕送り額…対象者の全収入の原則1/2以上の送金が必要 最低限1人世帯月5万円以上 2人世帯月9万円以上 4月から仕送りの確認が必要となる方は ・4月分の「銀行の振込受領書」の写しまたは 「ATM利用明細書」の写し ・定額自動送金サービスの「申込書(契約書)の控え」の写しどちらかひとつを添付してください。

3. 留意事項

- (1)各種書類について
 「被扶養者申告書」・「家族状況調書」・「情報連携に係る同意書」・「雇用証明書」については、当組合のホームページの各種請求用紙からダウンロードすることができます。
 また、「記入要領」についても掲載しておりますのでご確認ください。
 なお、提出書類については、所属所の共済組合事務担当課において「所属所証明欄の記入及び押印」が必要となります。
組合員様（任意継続組合員を除く。）から当組合への直接提出は受け付けておりませんのでご留意ください。
- (2)【継続認定】の提出期限について【重要】
 「資格情報通知書」の「有効期限の翌日」から「30日以内」に手続きが必要となります。
 31日以降に「被扶養者申告書」を所属所の共済組合事務担当課で受けた場合は、一旦、「有効期限の翌日」で被扶養者資格を取消したうえで、「被扶養者申告書」を受けた日から再認定することとなりますので十分ご注意ください。
- (3)上記の提出書類は代表的な事例となります。個々の状況により本組合が必要だと判断した場合には、上記以外に追加書類の提出を求めることもあります。
 その際はお手数ではございますが、ご協力をお願いいたします。